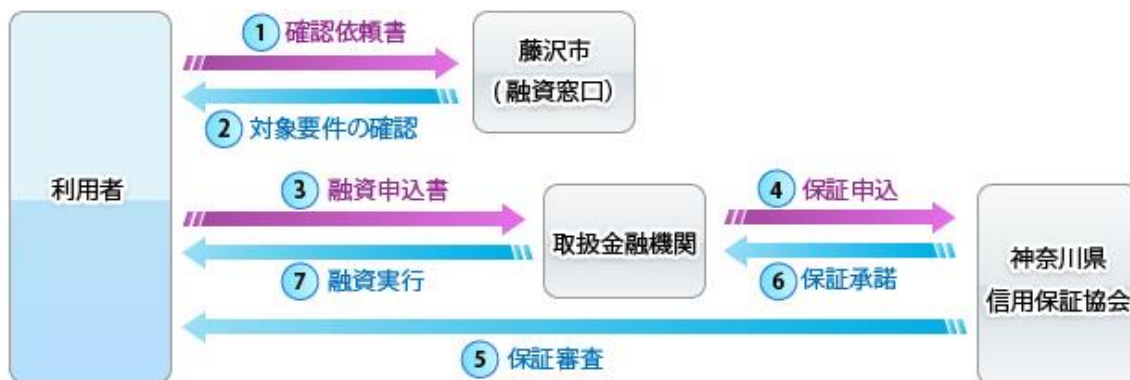


■藤沢市制度融資申込手順



融資利用までの流れ

融資制度の利用をご希望される方は、まずは下記の[藤沢市内の融資制度取扱金融機関](#)に藤沢市中小企業融資制度を利用した融資を申し込みたい旨ご相談ください。



お申込み手順

1. 融資制度の利用をご希望される方は、まずは[藤沢市内の融資制度取扱金融機関](#)に藤沢市中小企業融資制度を利用した融資を申し込みたい旨相談する。金融機関窓口で「[藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書](#)」をもらう。
2. 「[藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書](#)」の太枠内のみ記入捺印し、申し込む予定の[融資制度](#)に必要な提出書類を準備する。右上の日付は、申請日に窓口で記入していただきますので事前に記入しないでください。
3. [\(公財\)湘南産業振興財団](#)の窓口で、申請者本人または代理人(委任状2部が必要)が、「[藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書](#)」と、申し込む融資に必要な書類を提出し、同時に融資を申し込む金融機関、支店名を伝える。窓口で対象要件を確認後、お知らせ頂いた金融機関支店あてに融資申込書を発行します。

※ 3.と4.は前後してもかまいませんが、必ず同日に済ませてください。

4. 3.の湘南産業振興財団の申請と同日に、藤沢市役所本庁舎4階 納税課で、3.で必要書類等を確認済みの「[藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書](#)」を提出し、申請者本人または代理人(委任状2部が必要)が納税確認(必須)を依頼し、「納税状況確認印」欄にはんこを押してもらおう。市税を滞納されている場合は納税確認ができませんのでご注意ください。要件確認依頼書を納税課窓口へ提出し、「納税確認をお願いします」とおっしゃってください。納税証明書は必要ありません
5. 上記3.と4.で湘南産業振興財団の窓口で審査済みかつ納税確認済の要件確認依頼書を、融資を申し込む金融機関に提出する。

※ 金融機関、神奈川県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。

※ 金融機関または信用保証協会による審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

■お申込み前に、融資制度の利用に際しての下記[注意事項](#)を必ずご確認ください。

■「[藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書](#)」は藤沢市の融資窓口(公益財団法人湘南産業振興財団)と、取扱金融機関に常備しています。

■融資制度の貸付限度額内(すでにご利用中のものを含む)でのご利用になります。お申込み前にすでと同じ融資制度でご利用がある場合は現在の残額がわかる返済予定表を添付してください。今回のお申込みとは違う金融機関のご利用であっても、同じ融資制度のご利用であれば返済予定表の添付が必須です。申請時に必ず残額の確認をしなければ受付できないため、返済予定表をお忘れになると、融資申込書の発行ができない場合があります。

■「藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書」は藤沢市の融資窓口(公益財団法人湘南産業振興財団)と、取扱金融機関に常備しています。

■融資申込の際は納税確認が必要です。確認依頼書の作成後、融資窓口への申込前に「市役所 4 階 納税課」で納税確認をすると、手続がスムーズに行えます。(必ず制度融資の申込と同じ日をお願いします。納税確認と確認依頼書の提出は同日でなければいけないため、郵送でのお申し込みは承っておりません)

■金融機関または保証協会による審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

■市が発行する融資申込書は、ご希望の取扱金融機関支店宛に作成します。窓口にお越しの際には、申込みをする金融機関名、支店名をお伝えください。

■融資申込書には融資申込、融資実行ともに期限があります。下記の[注意事項](#)をご確認のうえ、期限内にご利用ください。

■融資窓口の受付時間は

平日 午前 9:00~11:30 午後 13:00~16:30 (土日祝、年末年始はお休みです)

【お願い】認定書類の確認に時間を要するため、受付時間を厳守頂きますようお願い申し上げます。

※書類の作成・審査等にお時間をいただきますので、時間に余裕を持ってお越しください。

■ご不明の点は[\(公財\)湘南産業振興財団 融資担当](#) (TEL : 0466-21-3813)までお問い合わせください。

■注意事項

ご利用について

■各資金の貸付限度額まで利用されている方は、同資金での利用はできません。

■返済途中で残額がある方は、各資金の貸付限度額から申込時点での残額を差し引いた金額までの申込ができます。その際、必ず現在ご利用中の融資(同じ資金)の返済予定表をご持参ください。他行のものでも必ずご提出ください。**申請時に必ず残額の確認をしなければ受付できないため、返済予定表をお忘れになると、融資申込書の発行ができない場合があります。**

中小企業制度融資をご利用できない場合、もしくは取り消す場合

次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。

1. 藤沢市税(延滞金を含む)を滞納している方
2. 金融機関から取引停止を受けている方
3. 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方
4. 返済能力がないと認められる方
5. 制度融資を不正に利用した方
6. 保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方
7. **設備資金の場合、融資実行前に当該設備の売買契約、発注等をした方**
8. 融資申込内容を無断で変更した場合(※利用資金、資金使途、利用資金の増額等)
9. その他市長が不適当とする場合

対象外となる資金使途

藤沢市中小企業融資制度は、次の資金使途では、利用することができません。

1. 開業のための資金(「創業支援資金」を除く)
2. 借換のための資金(借換資金と景気対策特別資金のうち市制度からの借換を除く)
3. 権利金、保証金及び敷金
4. 事業の用に供さない土地購入資金
5. 出資金及びこれに類する資金
6. 投機的資金
7. 転貸資金(事業協同組合育成資金における組合員への転貸を除く)
8. 生活資金
9. 住宅資金
10. しゃし遊興資金
11. その他市長が不適当とする資金

※金融機関または保証協会による審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

有効期限について

- 融資申込書の有効期限は、申請日から1か月以内です。期限内に金融機関に融資の申し込みをしてください。有効期限を超えて、制度を利用した融資を希望される場合は、再度申し込みが必要です。
- 金融機関受付日から3か月以内に融資が実行されない場合は、再度申し込みが必要になります。
- 金融機関は、融資実行後14日以内に、(公財)湘南産業振興財団に融資報告書を提出してください。



次の金融機関市内各支店へお申込みください。(一部市外の支店も含まれます)

▶横浜銀行

藤沢中央支店(藤沢支店内) 藤沢支店 片瀬支店 鶴沼支店 辻堂支店 長後支店 善行支店(藤沢支店内)
湘南シークロス支店 湘南ライフタウン支店 湘南台支店 茅ヶ崎支店

▶神奈川銀行

藤沢支店 辻堂支店 六会支店 茅ヶ崎支店

▶スルガ銀行

藤沢支店 辻堂支店 湘南台支店 湘南ライフタウン支店

▶静岡銀行

藤沢支店 辻堂支店 湘南台支店

▶静岡中央銀行

善行支店

▶みずほ銀行

藤沢支店 湘南台支店 辻堂支店※湘南台支店、辻堂支店は2020年12月7日より窓口での法人、個人事業主の受付停止

▶三菱UFJ銀行

藤沢支店

▶きらぼし銀行

藤沢支店 湘南台支店(藤沢支店内)

▶横浜信用金庫

湘南台支店 大船笠間法人営業所(戸塚支店)

▶かながわ信用金庫

藤沢営業部 片瀬支店 辻堂支店 長後支店 本町支店 鶴沼支店 善行支店 村岡支店 六会支店 湘南ライフタウン支店
羽鳥支店 綾瀬支店

▶湘南信用金庫

藤沢支店 小和田支店 寒川支店 深沢支店 腰越支店(深沢支店内)

▶城南信用金庫

湘南台支店

お申込み・お問い合わせ

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

〒251-0052 藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館ミナパーク 2 階

TEL0466-21-3813(直通) FAX0466-24-4500

受付時間 9:00~11:30 / 13:00~16:30 (土日祝、年末年始休)

書類作成・審査等のお時間が必要となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

